委員会規則第3条第1項に基づく届出書

平成30年12月25日

中	止
-	ш

1. 執行機関の別	1: 都道府県知事•市区町村長等	
	○ 知事 ● 市区町村長等	
2. 都道府県名	熊本県	
3. 市区町村名	山鹿市	
4. 届出番号	1	
5. 独自利用事務の事例番 号	57–1	
	http://www.city.yamaga.kumamoto.jp/www/contents/1491191231808/index.html	

執行機関名 山鹿市長

ひとり親等の医療費助成に関する事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①事務の名称	児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する事務であって主務省令 で定めるもの	山鹿市ひとり親家庭等医療費の助成に関する条例(平成17年山鹿市条例第128号)による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
②番号法別表第1の項	37	
③番号法別表第2の項	57	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び① の該当部分		山鹿市個人番号の利用に関する条例別表第1第1の項 山鹿市ひとり親家庭等医療費の助成に関する条例(平成17年山鹿市条例第128 号)による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規 定されている箇所	児童扶養手当法(昭和36年法律第238号)第1条	山鹿市ひとり親家庭等医療費の助成に関する条例(平成17年山鹿市条例第128号)
⑥事務の趣旨又は目的	第1条 この法律は、 <u>父又は母と生計を同じくしていない児童</u> が育成される家庭の生活の安定と自律の促進に寄与するため、当該児童について児童扶養手当を支給し、もつて児童の <u>福祉の増進</u> を図ることを目的とする。	第1条 この条例は、ひとり親家庭等の医療費の一部を助成することにより、ひとり 親家庭等の生活の安定と <u>福祉の向上</u> を図ることを目的とする。
⑦独自利用事務の関連規範		山鹿市ひとり親家庭等医療費の助成に関する条例 山鹿市ひとり親家庭等医療費の助成に関する条例施行規則